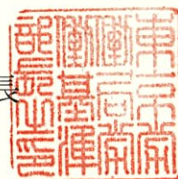




東労基発0810第4号
令和4年8月10日

一般社団法人東京建設業協会
会長 今井 雅則 殿

東京労働局労働基準部長



解体工事における労働災害防止の徹底について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京労働局管内における建設業の労働災害については、長期的には減少傾向にあるものの、令和3年の死亡者数は28人（前年比倍増）となりました。また、本年も既に17人（8月9日現在、前年同期比2人増）の尊い命が失われ、うち解体工事現場における死亡者数は3人となっており、極めて憂慮すべき事態となっております。

解体工事現場については、事前調査の未実施や作業計画の未策定等が要因で、解体中の建物からの墜落や外壁の崩壊・倒壊による死亡災害が発生しております。

また、石綿を含む建材の解体も多く、石綿の飛散防止の措置を講じずに作業を行うと、労働者のみならず、近隣住民等の健康に悪影響を及ぼし、社会的な問題に発展する恐れがあります。

つきましては、死亡災害をはじめとする労働災害の撲滅のため、解体工事現場における安全衛生管理の重要性を改めて認識いただき、貴団体及び傘下会員におきまして、下記の事項を重点とした労働災害防止対策の強化を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 事前調査の実施と作業計画の策定・リスクアセスメントの実施
- 2 墜落・転落災害の防止（有効な作業床や手すりの設置、墜落制止用器具の使用の徹底）
- 3 崩壊・倒壊災害の防止（壁等の解体作業手順書の作成及び遵守）
- 4 解体用機械による災害の防止（転倒防止、作業範囲内への立入禁止）
- 5 石綿障害予防規則の遵守（事前調査の実施、ばく露防止及び飛散防止対策の徹底等）



【近年における東京労働局管内で発生した解体工事関連の死亡災害事例】

(令和4年7月末時点での把握分)

	発生年月	事故の型	職種 年齢 経験	発生状況の概要
		起因物		
1	令和4年6月	飛来、 落下 建築物、 構築物	とび工 30歳代 10年以上 20年未満	地上10階建のビルを解体する工事において、西面外壁の窓に固定されていた外部足場の壁つなぎを建物内側から取り外そうとしたところ、西面外壁の一部が被災者側に崩落し、これと窓の下部の外壁に胸部が挟まれたもの。
2	令和4年5月	飛来、 落下 エレベーター、 リフト	とび工 50歳代 20年以上 30年未満	既存建物解体工事のエレベーター昇降路内において、地下2階と地下1階の間の鉄骨上で足場組、段取りのため、地下2階に止めたエレベーター搬器に取り付けられたワイヤロープを外したところ、エレベーターが1m程落下した。 その後、昇降路頂部からワイヤロープと部品が落下し、被災者を巻き込んだことで左腕を切断したもの。
3	令和4年2月	墜落、 転落 屋根、はり、 もや、けた、 合掌	解体工 20歳代 1年以上 5年未満	解体工事現場において、2階屋上で養生シートを設置していたところ、天窗を踏み抜き墜落したもの。
4	令和3年8月	激突され 移動式 クレーン	移動式 クレーン 運 転 者 50歳代 1年以上 5年未満	解体工事現場において、被災者1名で、当該工事で使用していた防音パネル50枚（重量約500kg）を木製パレット上に載せ、パレットの下側に単管パイプを通し、その単管パイプの両端にナイロンスリングベルトを掛けて積載型移動式クレーンで吊り、荷台へ積み込む作業をしていたところ、防音パネルが傾き、被災者が当該パネルと地上に積んであった足場板材の間に胸部を挟まれたもの。

※調査中の事例を含んでいるため、発生状況や原因については、推定を含んでいるものもあります。